

特定小型原動機付自転車運転者講習の実施に関する規則をここに公布する。

令和5年6月13日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

長崎県公安委員会規則第13号

特定小型原動機付自転車運転者講習の実施に関する規則

(趣旨)

第1条 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の2第1項第15号に掲げる講習(以下「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。)の実施については、法、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)及び長崎県道路交通法施行細則(平成13年長崎県公安委員会規則第2号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(受領書の徴収)

第2条 府令第38条の4の4第1項に規定する命令書(以下「受講命令書」という。)を交付したときは、別記様式第1号の特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書を徴するものとする。

(他の都道府県公安委員会への通知)

第3条 長崎県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、法第108条の3の5第1項の規定による命令(以下「受講命令」という。)を受ける者(以下「被命令者」という。)の住所地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるときは、別記様式第2号の命令通知書を当該他の都道府県公安委員会に送付するものとし、必要に応じ、受講命令の執行を依頼するものとする。

(他の都道府県公安委員会からの依頼に基づく受講命令の執行)

第4条 他の都道府県公安委員会からの依頼に基づき受講命令を執行したときは、当該他の都道府県公安委員会に対し、別記様式第3号の命令執行通知書により通知するものとする。

2 他の都道府県公安委員会から受講命令の執行の依頼を受けた場合において、被命令者の住所が不明であるため当該受講命令の執行ができないときは、当該他の都道府県公安委員会に対し、別記様式第4号の命令書返送書により受講命令書を返送するものとする。

(受講の申請)

第5条 特定小型原動機付自転車運転者講習の受講の申請は、別記様式第5号の特定小型原動機付自転車運転者講習受講申請書を提出して行うものとする。

(終了証書の交付等)

第6条 公安委員会は、特定小型原動機付自転車運転者講習を終了した者からの申出により、別記様式第6号の特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書(以下「終了証書」という。)を交付するものとする。

2 前項の規定により終了証書の交付を受けた者は、当該終了証書を亡失し、滅失し、又は棄損したときは、別記様式第7号の再交付申請書を提出して終了証書の再交付を申請することができる。

(細目の委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、特定小型原動機付自転車運転者講習の実施に関し必要な事項の細目は、長崎県警察本部長が定める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

年 月 日

特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書

長崎県公安委員会 殿

住所

連絡先

氏名

私は、 年 月 日から 年 月 日までの間に特定小型原動機付自転車運転者講習を受けるべきことを命令するという内容の特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書を受領しました。

また、受講の場所・日時については、

- ・ 別途調整します。
- ・ 下記のとおりとします。

場所	
日時	年 月 日 午前 時 分から 午後

長公委（交企）第 号
年 月 日

公安委員会 殿

長崎県公安委員会

命令通知書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、下記の受講命令を決定したので、通知する。

記

住 所	
フリガナ 氏 名	(年 月 日生)
命令理由	違反名： (年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反) 違反名： (年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反)
命令執行	受講命令書を被命令者に <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付済み ・ 未交付 貴公安委員会への命令執行依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・ あり ・ なし 特定小型原動機付自転車 運転者講習の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当公安委員会 ・ 貴公安委員会
備 考	

長公委（交企）第 号
年 月 日

公安委員会 殿

長崎県公安委員会

命令執行通知書

貴公安委員会から 年 月 日に執行依頼のあった受講命令については、下記のとおり受講命令書を交付したので、通知する。

記

住 所	
フリガナ 氏 名	(年 月 日生)
交 付 日	年 月 日 (命令の期間 年 月 日～ 年 月 日)
備 考	

別記様式第4号（第4条関係）

長公委（交企）第 号
年 月 日

公安委員会 殿

長崎県公安委員会

命令書返送書

貴公安委員会から 年 月 日に執行依頼のあった下記の者に対する受講命令については、被命令者の住所が不明であることから、受講命令書を返送する。

記

フリガナ 氏 名	(年 月 日生)
備 考	

特定小型原動機付自転車運転者講習受講申請書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

住所

氏名

年 月 日生（ 歳 ）

道路交通法第108条の2第1項第15号に掲げる特定小型原動機付自転車運転者講習の受講を申請いたします。

講習場所	
講習日時	年 月 日 午前・後 時 分から

講習手数料

証紙貼付け欄

別記様式第6号（第6条関係）

第 号

特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項
第15号に掲げる特定小型原動機付自転車運転者講習を終了した者であるこ
とを証明する。

年 月 日

長崎県公安委員会

別記様式第7号（第6条関係）

年 月 日

再交付申請書

長崎県公安委員会 殿

住所

氏名

年 月 日生

私は、 年 月 日に において
特定小型原動機付自転車運転者講習を受講しましたが、下記の理由により、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書の再交付を申請します。

記

理 由	<input type="checkbox"/> 亡失 <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 棄損
備 考	